

都市計画課業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画課が行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）のうち埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えた業務委託等の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、都市計画課に都市計画課業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関する事。
- (2) 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関する事。
- (3) 業務委託等の随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。）の見積書徴収に関する事。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号に規定されたものであっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超えるものは、別に発注部局等に設けられる競争入札参加者選定委員会で審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長には都市計画課長、副委員長には副課長、委員には主幹の職に専任する者をこれに充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、選定対象業務を所管する副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができず、代理による出席は認めない。

3 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

4 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申)

第6条 第3条第1項各号に規定する事項の委員会への提案（以下「内申」という。）は、その業務委託等を所管する職員（以下「内申者」という。）が入札参加者選定又は入札参加条件設定に関する次条の内容を記載した書面（以下「内申書」という。）の他必要な資料により行う。

(内申書)

第7条 第3条第1項第1号に関する内申書には以下の事項を記載する。

- (1) 案件概要
- (2) 確保すべき応札可能者数
- (3) 入札参加者の条件
- (4) 公告文案

2 第3条第1項第2号から4号に関する内申書には以下の事項を記載する。

- (1) 案件概要
- (2) 選定すべき業者数
- (3) 選定の理由（県内本店所在業者以外を選定する場合はその理由を含む）
- (4) 指名又は見積提出依頼する業者案

(審議後の処理)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、都市計画課長が決定する。

2 内申者は、審議後速やかに前条の内申書に質疑応答及び審議結果を加えた審議概要を事務局に提出する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者及び内申者のほか委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、委員会開催の都度第8条第2号の審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、都市計画課において閲覧に供するものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、都市計画課総務担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、都市計画課長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 都市計画課委託等業者選定委員会設置要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。